

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議

院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応のため、特定親族特別控除の創設等を行う。

二、軽自動車税の改正

新たな排ガス規制の適用開始等に伴い、新たに追加された二輪車の車両区分を踏まえ、当該二輪車に係る軽自動車税の種別割の標準税率を定める。

三、税務手続の電子化に関する改正

一定の納税者等に対する通知により通知した事項について、地方税関係手続用電子情報処理組織により地方税共同機構を経由して提供することを可能とする。

四、その他

1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。

2 この法律は、一部を除き、令和七年四月一日から施行する。